

質 疑 応 答 書

件 名 広島国際会議場及び広島平和記念資料館本館で使用する電気

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9(3)	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので、小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札は税抜金額で行います。契約時の税込単価に小数点以下の端数が生じる場合の処理については、貴社の供給約款等に基づいた処理で差し支えありません。
2		内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	問題ありません。
3		<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>①基本料金＝契約電力×単価×力率 (小数点3位以下切り捨て)</p> <p>②電力量料金＝使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て)</p> <p>③燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量料金×単価(小数点3位以下切り捨て)</p> <p>④再エネ賦課金＝使用電力量×単価 (円未満切り捨て)</p> <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>⑤月合計＝【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④</p> <p>税込総額を税抜総額に割り戻す場合</p> <p>⑥入札金額＝⑤×100/110(円未満切上)</p>	提示された算出方法で算定して差し支えありません。なお、落札決定は、入札書に記載された単価に従って計算した税抜総額で行います。
4		入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
5		入札書と付属書を同封する際、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	特に指定はありませんが、バラけないよう適切に綴じて提出してください。

6		<p>付属書について、「2 ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。」と記載されておりますが、こちらは付属書のみで2 ページ以上に及ぶ場合に袋とじをする認識でお間違いないでしょうか。(入札書と付属書が1 枚ずつの場合は袋とじ不要)</p>	<p>ご理解の通りです。付属書（内訳書等）が2 ページ以上にわたる場合に袋とじを行ってください。</p>
7	該当なし	<p>弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	<p>2 回目以降の入札を辞退する場合、2 回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1 回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。</p>
8		<p>現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例：〇〇電力 業務用電力、高圧電力等</p>	<p>現在の契約相手方は、中国電力株式会社で、契約種別は「高圧電力」です。</p>
9	仕様書	<p>本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません。</p>
10		<p>本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません。</p>
11	該当なし	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。下記ご確認をお願いいたします。 (500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しま</p>	<p>予定していません。</p>

12		<p>しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか</p>	<p>協議には応じます。</p>
13		<p>請求書の表記について</p> <p>【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	<p>貴社の算定サイクルによる請求で差し支えありません。</p>
14		<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません)契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続い</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

15		たしますがよろしいでしょうか 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議には応じます。
16		弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8~10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
17		支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】 検針日から 30 日以内(検針日から 30 日以内が難しい場合は、請求書到着より 30 日以内) 【口座振替の場合】 繰上検針で当月 27 日、分散検針で翌月 14 日(2~15 日)と翌月 27 日(16~31 日)にお振替	問題ありません。
18		弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	問題ありません。
19		お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか	銀行振込を予定しています。
20		【銀行振込を選択される場合はご回答ください】 分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。
21		弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	協議には応じます。覚書の締結について可能です。
22	入札説明書 11 (3)	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着) 期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製	協議には応じます。

23	該当なし	<p>本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)</p> <p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価の上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。</p>	協議には応じます。
----	------	---	-----------

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。